



平成 25 年 1 月 24 日  
港湾局総務課

### 木更津港港湾区域の変更について

港湾法第4条第4項に基づき、木更津港港湾管理者千葉県から申請があった標記事案について、1月24日に国土交通大臣が同意を行いました。

記

木更津港港湾区域の変更（申請者 千葉県）

【連絡先】

港湾局総務課 小田・柴谷

TEL : 03-5253-8111 (内線 46164)

03-5253-8662 (直通)

FAX : 03-5253-1648

申請案  
事　請

申請種別	申請 受付	年月日	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 25 年 11 月 18 日 平成 25 年 11 月 27 日	千葉県 (木更津港港湾管理者)	木更津港港湾区域の変更 (別添図面のとおり)	国土交通省では、本年 6 月 5 日の港湾法の改正を前に海内での船舶航行規制と船舶の港内航行規制を実施する。これにより、港内航行規制は、港内航行規制と港外航行規制との二段階に分かれることとなる。また、港外航行規制は、港外航行規制と港内航行規制との二段階に分かれることとなる。	踏留難津用発域港土域に該当するが、利開港に該当するが、港内航行規制と港外航行規制との二段階に分かれることとなる。また、港外航行規制は、港外航行規制と港内航行規制との二段階に分かれることとなる。

(1) 現港湾区域（昭和 52 年 12 月千葉県告示第 795 号）

富津市富津長浜 2, 035 番地の 64 に設置された標柱（北緯  $35^{\circ} 18' 49''$  、東経  $139^{\circ} 49' 28''$  ）から  $327^{\circ} 38' 40''$  8, 840m 地点まで引いた線、同地点から  $21^{\circ} 2, 500$ m の地点まで引いた線、同地点から  $52^{\circ} 4, 500$ m の地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻 1 丁目地先の地点（北緯  $35^{\circ} 23' 59''$  、東経  $139^{\circ} 54' 22''$  ）とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法（昭和 25 年、法律第 137 号）により指定された小糸川漁港の区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

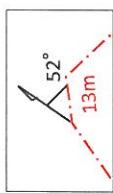
富津市富津長浜 2, 035 番地の 64 に設置された標柱（北緯  $35^{\circ} 19' 1''$  、東経  $139^{\circ} 49' 16''$  ）から  $327^{\circ} 38' 40''$  8, 840m 地点まで引いた線、同地点から  $21^{\circ} 2, 500$ m の地点まで引いた線、同地点から  $52^{\circ} 1, 3$ m の地点まで引いた線、同地点から  $113^{\circ} 44' 29''$  3, 000m の地点まで引いた線、同地点から  $55^{\circ} 4' 44''$  4, 785m の地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻 1 丁目地先の地点（北緯  $35^{\circ} 24' 11''$  、東経  $139^{\circ} 54' 9''$  ）とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港漁場整備法（昭和 25 年、法律第 137 号）により指定された小糸川漁港の区域を除く。

# 木更津港港湾区域変更図

凡例	
現港湾区域	-----
変更予定港湾区域	-----
漁港区域	---
港則法による港の区域	----

<現港湾区域>  
富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 18' 49"、東経139° 49' 28")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 4,500mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 23' 59"、東経139° 54' 22")とを結んだ線及び陸岸(昭和25年、法律第137号)により囲まれた海面である。但し、漁港法(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。

<変更予定港湾区域>  
富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 19' 1"、東経139° 49' 16")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 13mの地点まで引いた線、同地点から113° 44' 29" 3,000mの地点まで引いた線、同地点から55° 4' 44" 4,785mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 24' 11"、東経139° 54' 9")を結んだ線及び陸岸(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。



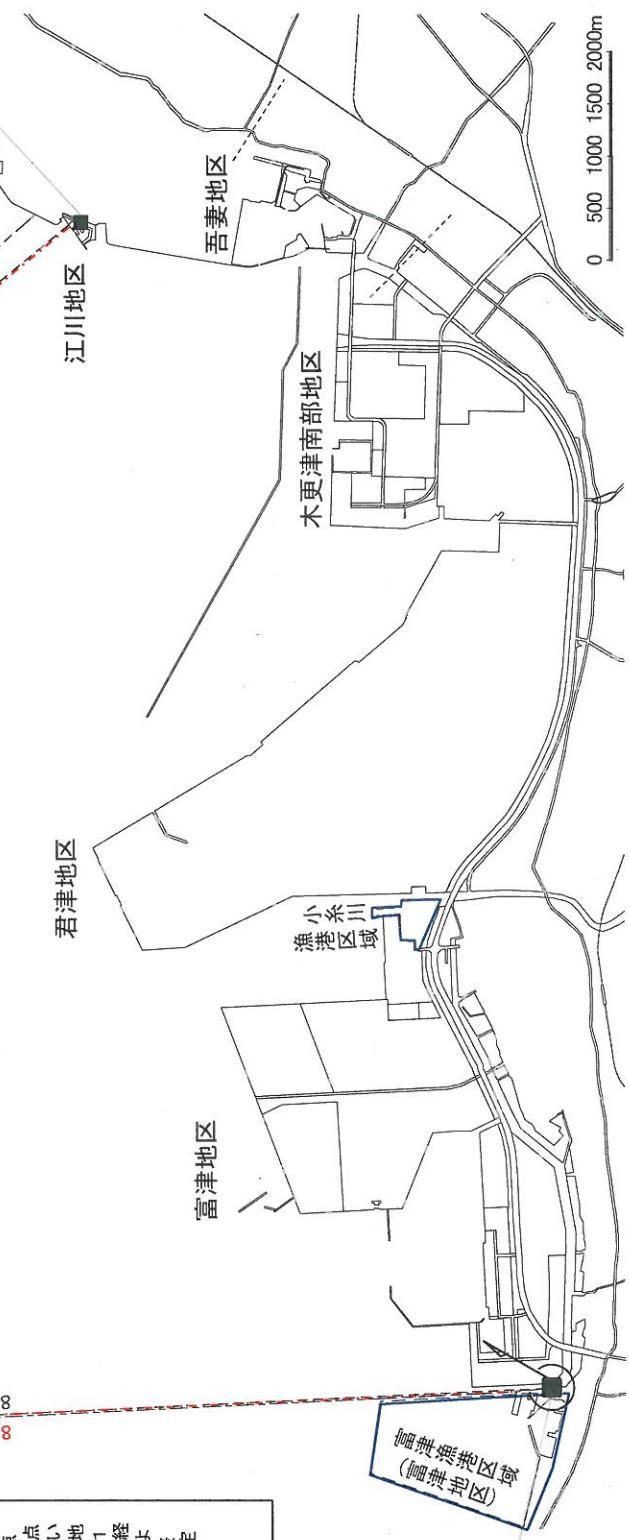
13m  
52°  
13m  
21°

3,000m  
2,500m  
13m  
113° 44' 29"

4,785m  
55° 4' 44"

木更津港港湾区域 (変更予定)

木更津市吾妻1丁目地先  
世界測地計  
北緯35度24分11秒  
東経139度54分9秒



富津市富津長浜2,035番地の64  
世界測地計  
北緯35度49分16秒  
東経139度49分16秒